

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
○新增設 中小企業者 10,000 以上 中小企業者以外 100,000 以上	○増加 中小企業者 5 以上 中小企業者以外 15 以上	不均一課税 初年度 0.5% 2年度 0.5% 3年度 0.5%	固定資産税	3年間
対象施設：家屋、償却資産（土地は対象外） 対象業種：製造業、情報通信業のうち情報サービス業、 インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、運輸業のうち道路貨物運送業、 倉庫業、運輸に付帯するサービス業 ※不均一課税（0.5%）及び本社機能又は研究開発機能の世知又は拡充を伴う場合の不均一課税（0.0%）は、令和5年1月1日までに設備投資した分が対象。		本社機能又は研究開発機能の設置又は拡充を伴う場合 初年度 0.0% 2年度 0.0% 3年度 0.0%		